

B 福島第一原発事故にともなう 放射能汚染の除染に関する見解と提言

政府は2011年8月30日に「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（議員立法）を公布し、「環境の汚染の対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務」を定めた。（2012年1月1日施行）この法に基づく国が責任を持つ除染の対象を、「自然からの被ばくを除いた線量が年間1ミリシーベルト以上の地域」とすることや、「汚染廃棄物は発生した都道府県内で処理する」ことなどを盛り込んだ除染作業の基本方針を11月11日、閣議決定した。2013年8月末までに「一般公衆の推定年間被ばく放射線量を平成23年8月末と比べて約50%減少、子供の場合60%減少」¹を目指し、除染に伴って発生する土壌などの汚染廃棄物は、市町村やコミュニティーごとに仮置き場を確保する、福島県内に設置する中間貯蔵施設やその後の最終処分の安全性について国が責任を持つと明記した。また、放射性セシウムの濃度が1kg当たり8000ベクレルを超える汚泥などは「指定廃棄物」として、「国が責任を持って発生した都道府県内で処理する。」としている。

1 政府の除染対策に対する問題提起

1) 「原発の冷温停止」「事故収束」宣言は誤り、放射性廃棄物の貯蔵管理が問題

政府は、12月16日、原子炉の「冷温停止²状態」「事故収束」を宣言した。しかし、原子炉圧力容器の底が抜け、燃料集合体が溶けて格納容器に落ち込んでいるが、その状況も正確に把握されていない。また、高濃度の汚染水の漏出も続いている。無理に政府の工程評に合わせての誤った宣言といわざるを得ない。核燃料集合体を取り出さない限り原発の安定化はあり得ない。今回のような深刻な溶融を起こし、しかも3基の原子炉の溶融炉心から核燃料集合体を取り出すには、少なくとも10年以上掛かる（炉心溶融したTMI原発の取り出しに10年掛かっている）。また仮に取り出されたとして、莫大な量の高レベル放射性廃棄物に加えて、「除染」によって排出された膨大な量の土砂等の放射性廃棄物の貯蔵管理をどうするのか？

恐らくは、福島原発敷地内における貯蔵管理以外に方途はあり得ないと考えられるが、そうした場合、その周辺の非居住地域の範囲はどうなるのか？

こうしたことが明確にならない現状で、「除染」すれば居住できるとすることは許されないのではないか。

2) 今回の放射性物質の分布から見て、「除染」という行為はどれだけ有効か？

「除染」作業後は、人が放射性物質から遠ざかることができる、つまり放射性物質が生活空間から遠くに「隔離」されていることが実現されなければならないが、今回のような

¹いずれも「放射性物質の物理的減衰等を含めて」の数値であり、2年間での自然要因による放射線減衰（ウェザリング効果）を見込んでいるので、「除染」作業による除染目標は10%～20%ということになる。

² 本来の冷温停止は正常に運転していた原発を停止した後に圧力容器内水温が100度に保たれていることを指す。圧力容器の底が抜けており、温度も正確に測定できない状況での「宣言」は誤りである。

極めて広範囲に及ぶ放射性物質の汚染で、このことがどう成り立つかを検討しなければならない。この検討は、生活空間をどこまでに限定できるか、ということになり、生活空間の範囲は、居住する自治体もしくは隣接自治体に及ぶことから、「生活空間の極狭い領域」を除染するだけでは、「人が放射性物質から遠ざかる」ことは不可能である。また、除染対象区域を定め、除染作業を行う場合は除染地域の住民は先ず避難させ、その上で除染を行い、除染効果を確認の上、再び戻って居住する。その際に生活空間領域が除染された、ということはどう確認するか（確認できるのか）ということも検討されなければならない。この確認作業が十分出来るのかどうか、の検討も重要である。除染されていない（出来ない）所が周辺や川上（水源地）に残されており、ここからの流入が当然起こる以上対象区域での「除染」が終わったとして、そこで再び居住生活ができるのか？田畑で作物の収穫が出来るようになるのか？ということが問題だ。

3) 「除染」に数兆円もの費用を掛ける意味は何か？

過去の重金属類の「除染」費用から算定すると、水田の場合の「天地返し」に10a当り300万円掛かるから、今回の「除染」対象全体で3兆円、山林の場合には更にコストが掛かり、農地の数倍の～10兆円、更には、発生汚染土の「中間貯蔵施設」を設けざるを得ないことになり、発生放射性廃棄物の量から見て、六ヶ所村の規模をベースに算定すると80兆円にも及ぶ。また「除染」の目標値はCsを50～60%低減させるとしている（ストロンチウムは考慮されていない）が、自然崩壊（Cs：2年後1/3、30年後1/6～1/7）及び「ウエザリング効果」による低減で40%、人為的「除染」作業による低減で10～20%としているが、黙っていても40%低減するのに、10～20%低減させる（原子力災害対策本部試算2011年8月）ために何兆円も掛ける根拠は何か？むしろ自然に40%低減する2年間は、子供たちや妊婦を放射線から遠ざける避難を勧め、そのことで生ずる生活上の困難（移住先や仕事の確保等）への保障に財源を充てる選択もあるのではないか。少なくとも福島市渡利地区住民のように自主的避難への政府支援を求めている場合、自主避難者に対する生活保障を行うべきであろう。

2 放射能汚染の除染に関する提言

1. 放射能汚染対策に関する東京電力の責任の明確化を

特別措置法は東京電力に対しては法に基づく除染措置の負担のみを課しているが、汚染に関する全ての施策実施の第一責任者³であり、被害への全面賠償を行うべきである。

2. 地域全体の正確な汚染実態の測定を政府が直接早急に

何よりも必要なことは、危険区域からの避難などの対策である。そのためには地域の生活、生産活動エリアの正確な汚染度の把握が必要である。詳細な線量測定には自治体、市民等の協力も必要だが、政府が直接測定を推進すべきである。

3. 「立ち入り禁止区域」設定も考慮した除染対象の明確化による除染を

身体、生活空間の極狭い領域の住宅及びその周辺等、幼少・若年者が頻繁に出入りする

³ 東京電力はゴルフ場業者からの除染実施の訴えに対し、原発から飛び散った放射性物質は「無主物」であるとし「このような作業を行うことができる立場にあるのは債権者（ゴルフ場）でないかと思われる」という極めて無責任な主張をした。（朝日新聞 2011.11.「プロメテウスの罠」）

学校・公園等及びその周辺等については、除染を積極的に行う必要がある。

一方、田畑・森林・河川や前浜（特に川底・海底）の「除染」については、「放射性物質をほかに広げたり（二次汚染）、体内に取り込まないようにできるのか」の検討を行い、そのままの状態にして人（及び動物）の立入を禁止することも選択肢とする必要がある。

4. 避難（疎開）希望者への生活保障を

「妊婦と子どもだけでも避難させてほしい」と福島市渡利地区住民は特定避難勧奨地点に指定を政府に求めている。こうした住民の避難や自主避難者の保障要求に政府は答えるべきである。

5. 除染後の汚染物質の所在の明確化を

実施されている高圧洗浄や表土はがしなどは、放射性物質の「希釈」もしくは「移動」に過ぎない。生活空間領域が除染されたことを確認する意味でも「除染」作業後も放射性物質の新たな分布状況の調査が求められる。